

# 『社会安全学研究』の発刊に関する規程

2010 年 11 月 20 日

2017 年 6 月 7 日改正

2019 年12月11日改正

関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科

## 第1条（目的、名称及び発行）

本学 社会安全学部及び大学院社会安全研究科（以下「本学部・研究科」という。）は、社会安全学に関する研究成果の発表、及び研究活動の報告を目的として『社会安全学研究 Journal of Societal Safety Sciences』（以下「本誌」という。）を発刊する。

## 第2条（発行）

本誌は原則として毎年1回3月に発行する。発行者は関西大学社会安全学部社会安全研究センターとし、編集委員会委員名、及び査読者名をまとめて奥付に記載する。

## 第3条（構成）

1. 本誌は、以下の三部により構成する。

### (1) 論文

論文には以下の4つを含める

「原著論文」学術的新規性のある著者オリジナルの学術論文。編集委員会が指定した2名の査読委員による審査を通過したもの。

「速報論文」①速報性が求められ、かつ②今後の学術的な発展に有益であることが認められる論文。編集委員一名による査読を通過したもの。

「招待論文」編集委員会からの依頼に基づき執筆された論文。査読は行わない。

「研究ノート」原著論文ほどの学術的新規性はないが、資料的に意味のある研究成果をまとめたもの。査読は行わない。

### (2) 研究業績

当該年度における著書、論文、学会・研究会報告（学術的な報告に限る）、社会的活動などの記録を掲載する。

### (3) 修士論文題名一覧、および博士学位論文の要旨及び審査結果の概要

本学大学院社会安全研究科から修士号又は博士号を授与された論文について、修士論文はその題名一覧を、また博士論文は要旨及び審査結果概要を掲載する。

2. 編集委員会は、本誌の執筆要領および募集要項を別途定める。

## 第4条（投稿資格）

投稿原稿の種類ごとに、投稿資格を以下のとおり設ける。

### (1) 原著論文・速報論文

特に投稿資格を求めない。

### (2) 招待論文

編集委員会が招待した者。

(3) 研究ノート

- ① 本学部・研究科に在籍する専任教員及び社会安全研究センター研究員。
- ② 本学大学院社会安全研究科 博士課程前期課程又は後期課程に在籍する大学院生。
- ③ ①の者が執筆者に含まれている場合、本学部・研究科外の研究者との共著、または共同執筆論文の掲載を認める。
- ④ その他、編集委員会が投稿を依頼した者。

(4) 研究業績

- ① 本学部・研究科の専任教員は原則として全員掲載する。
- ② その他、編集委員会が投稿を認めた者。

(5) 博士学位論文の要旨及び審査結果の概要、修士論文題名一覧

本学大学院社会安全研究科より修士号、または博士号を付与された者。

第5条（掲載手続）

編集委員会は論文を随時受付ける。受付けた論文は査読が完了し、編集委員会の審議を経て掲載が承認されたものについては、受付日と掲載決定日を明記の上、本学部・研究科のWEBサイトに掲載する。本誌は、前掲の手続きを経た論文を掲載する。なお研究ノートは査読を行わず、編集委員の掲載審査を行う。

第6条（著作権）

著作権（財産権）は関西大学社会安全研究センターに帰属する。ただし、執筆者が自らの著作物を使用する場合、本センターの利益を損なわない範囲において、これを許諾する。

第7条（編集委員会）

本誌を編集するため、編集委員会を設置する。

- (1) 編集委員は本学部・研究科の専任教員の中から候補者を選定し、本学部・研究科の教授会が承認する。編集委員会委員長は編集委員の互選により決定する。
- (2) 編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- (3) 編集委員の任期は2年とする。

第8条（編集委員会の業務及び審議事項）

1. 編集委員会は、募集要項及び執筆要領を公開し、研究成果の投稿を募集する。
2. 編集委員会は、以下の事項を審議し決議する。ただし重要な議案は、本学部・研究科の教授会に付議し決議する。
  - (1) 本誌編集・発刊に関する諸規程及び募集要綱、その他ルール
  - (2) 査読を要する論文については査読者の選定
  - (3) 掲載論文の選定
  - (4) 投稿原稿及び査読結果報告書の管理、並びに学外からの査読結果報告書等の開示その他の求めについての審査
  - (5) その他、本誌の編集および発刊に必要な事項

第9条（附則）

1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
2. 本規程は、2010年11月24日より発効する。

# 『社会安全学研究』論文原稿募集要項

編集委員会

関西大学社会安全学部 WEB サイト上で随時掲載している毎年 3 月末日発刊予定の『社会安全学研究』（以下「本誌」といいます。）に掲載する論文を以下のとおり随時募集します。（なお、ハードコピーについては毎年 3 月末日発刊予定です。）

- (1) 募集原稿 原著論文・速報論文（査読付き）
- (2) 執筆要領 別紙「執筆要領」参照
- (3) 電子ファイルの公表について

編集委員会にて掲載を認め次第、論文は本学部 WEB サイトに掲載いたします。

※冊子発刊は毎年 3 月末です。

- (4) 提出先 E-mail: 3s-review@ml.kandai.jp

※ E-mail での提出が困難な方は、下記での提出を認めます。

〒569-1098 大阪府高槻市白梅町 7-1

関西大学 高槻ミューズキャンパス事務グループ

「社会安全学研究 係」

TEL：072-684-4000 FAX：072-684-4007

※その他ご提出方法につきましては、上記連絡先までお問合せください。

- (5) 投稿の手順

- ① 原稿はパソコン等で作成し、WORD の原稿データと PDF の原稿データを「投稿申込書」を添えて提出してください。
- ② 投稿原稿は、編集委員会による審査を行います。
- ③ 審査結果、または査読結果に基づく修正等を行った最終原稿を再提出して頂きます。WORD の原稿データ、および本学部 WEB サイトへの掲載用の PDF データの両方を提出してください。

- (6) 掲載にあたっての留意

- ① 掲載された論文の転載は、編集委員会の承認を得てください。
- ② 「論文」は、1 篇につき抜刷 30 部を、著者（複数の場合は第一筆者）に無料で進呈します。30 部を超える部数をご希望の場合は、実費を負担して頂きます。

以 上

# 投稿申込書

年 月 日

関西大学社会安全学部 社会安全研究センター長 殿

下記論文を『社会安全学研究』に投稿いたします。この論文は他誌に未発表であり、また投稿中でもないありません。

採用された場合には、この論文の著作権を「『社会安全学研究』の発刊に関する規程」のとおり、関西大学社会安全学部社会安全研究センターに譲渡すること、全文または要旨を関西大学社会安全学部と契約を交わしたWEBサイトへ収載することに同意いたします。なお、本論文の内容に関しては、著者（ら）が一切の責任を負います。

|                  |                                                                                                                          |        |     |  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|--|
| 投稿論文表題           |                                                                                                                          |        |     |  |
| 原稿種類             | <input type="checkbox"/> 原著論文 <input type="checkbox"/> 速報論文 <input type="checkbox"/> 招待論文 <input type="checkbox"/> 研究ノート |        |     |  |
| 代表申込者            | ふりがな                                                                                                                     |        |     |  |
|                  | 氏名                                                                                                                       |        |     |  |
|                  | 所属                                                                                                                       |        | 職名  |  |
|                  | <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（      ）                            |        |     |  |
|                  | 住所                                                                                                                       | 〒      |     |  |
|                  | TEL                                                                                                                      |        | FAX |  |
|                  | E-mail                                                                                                                   |        |     |  |
| 共著者氏名<br>(所属・職名) | 氏名：                                                                                                                      | 所属・職名： |     |  |
|                  | 氏名：                                                                                                                      | 所属・職名： |     |  |
|                  | 氏名：                                                                                                                      | 所属・職名： |     |  |
|                  | 氏名：                                                                                                                      | 所属・職名： |     |  |
|                  | 氏名：                                                                                                                      | 所属・職名： |     |  |

なお、共著者が6名以上の場合はこのファイルをコピーし、併せてご提出ください。

| 編集委員会使用欄 |       |  |
|----------|-------|--|
| 論文受付日    | 年 月 日 |  |
| 論文受理日    | 年 月 日 |  |
| 受付番号     |       |  |

# 『社会安全学研究』 執筆要領

編集委員会

「『社会安全学研究』の発刊に関する規程（2017年6月7日改正）」第3条第2項及び第8条第1項に基づく、『社会安全学研究』（以下「本誌」といいます。）の執筆要領は以下のとおりです。

(1) 言語 論文は和文又は英文とする。

(2) 論文の分類と字数

① 原著論文・速報論文・招待論文

図表を含めて和文24,000字以内、英文10,000語以内を目安とし、アブストラクトは英文250語以内を目安とします。

② 研究ノート

和文18,000字以内、英文7,500語以内を目安とし、アブストラクトは英文250語以内を目安とします。

(3) 論文の構成

① 原稿はA4判、横書きとし、1頁あたり37行で作成してください。本文は、和文又は英文のどちらかで記述してください。本文は二段組とし、和文の場合は1行21字、英文の場合は1行40文字、文字は10.5ポイントで作成してください。

② タイトル、執筆者名及び所属は一段組とし、和文・英文を併記してください。副題をつける場合は、主題の下に和文・英文の両方で記述してください。

③ 注は原則として本文の最後にまとめます。本文中の当該箇所右肩に1)、2)などとし番号を付して、本文の最後にまとめて番号を付して記述してください。

④ 章・節などの表示形式、注番号の表示形式、参考文献の表記及び本文での引用形式は、原則として2017年6月7日付「『社会安全学研究』表記ルール」を使用してください。

⑤ 論文タイトルの下に、アブストラクト、キーワードを記述します。英文で記述し、一段組1行80文字、文字は10.5ポイントで作成してください。

(4) 原稿の校正

① 完成原稿を提出してください。提出後の内容の変更はできません。

② 著者校正は1回限りとします。校正での大幅な修正はできません。また校正原稿提出後の修正は一切できません。

③ 校正原稿の返却日を厳守してください。

以 上

## 『社会安全学研究』 表記ルール

2011年2月8日  
2017年6月7日改正  
編集委員会

本紀要における表記・引用ルールを以下のとおりとする。

### 1. 文体，句読点，ピリオドについて

- 邦語の文体は「である」体を用い，文化庁「公用文の書き表し方の基準」に準拠する。英数文字は基本的に半角で表記する。
- 邦語・英語，本文・注ともに「，」「．」を使用する。

### 2. 執筆の形式

#### (1) 項目番号の表示について

同一論文内は通し項番とし，次の順番で項番を付す。

1. 2. 3. …… 1.1 1.2 1.3 …… (1) (2) (3) ……

#### (2) 図・表について

図・表は，それぞれ図1，図2，又は表1，表2のように通し番号をつけ，その後に図題又は表題を記載し，図の場合は下に，表の場合は上に記載する。

#### (3) 注について

同一論文内は通し注とし，本文中の当該箇所右肩に1)，2)などと番号を付して，論文末尾に次のようにまとめて記載する。本文割注は採用しない。

注

(1) ……

(2) ……

#### (4) 参考文献について

参考文献は文中においては[1]，[2]と記載し，次のような形式でまとめて論文末尾の注の後に記載する。

参考文献

[1] ……

[2] ……

#### (5) 文献・URLの引用方法について

##### ①学会誌・専門雑誌論文の場合

- 執筆者名（刊行年）．論文表題，雑誌名，巻，頁。（頁は，最初と最後の頁を記載）

例（和文）：

(著者名) (刊行年) (論文表題) (雑誌名) (ページ)  
山口厚(1986)．企業秘密の保護 ジュリスト 852号 pp.48-51.  
↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
半角( ) ピリオド スペース ピリオド

(著者名) (刊行年) (論文表題) (雑誌名) (ページ)  
 Samuel W. Warren & Louis D. Brandeis (1890). *The Right to Privacy*. 4 Harv. L. Rev. 193, pp. 27-35  
 半角( )      ビリオド      論文題名は斜体      ビリオド      カンマ      ビリオド

- 単著：著者名（出版年），著書名，出版社名，版表示，頁.
- 共著：著者名（出版年），論文表題，編著者名，全員の著者名，書名，出版社，頁.

※共著の場合は，原則として「全員の著者名」を記載するが，共著者が多い場合は，「…著者名…その他〇名」と記載しても良い.

(著者名) (出版年) (著書題名) (出版社) (ページ)  
堀部政男(1980). 現代のプライバシー 岩波書店 pp.55-56.

半角( )ピリオド      スペース      ピリオド

(著者名) (出版年) (著書題名) (出版社) (ページ)

Gibson, E. J. (1969). *Principles of perceptual learning and development*. Appleton-Century-Crofts, pp.198-202.

半角 ( ) ビリオド 著書題名は斜体 ビリオド カンマ ビリオド

例 (和文): (HP 作成者, HP 名) <http://www.daiichihoki.co.jp/index.htm> (2010 年 4 月 1 日確認)

例 (英文): (HP 作成者, HP 名) <http://www.daiichihoki.co.jp/index.htm> (last visited Apr. 1, 2010)

例：ECCS (emergency core cooling system), LOCA (冷却材喪失事故)

本書に記載のないルールで、新たに『社会安全学研究』の執筆ルールとすべきものは、編集委員会において議論し、本書に付加する。



## 『社会安全学研究』掲載論文審査規程

2011年1月9日

2017年6月7日改正

2019年12月11日改正

編集委員会

### 第1条（目的）

本規程は、2010年11月20日付「『社会安全学研究』の発刊に関する規程」（以下「原規程」という。）に基づき、『社会安全学研究』（以下「本誌」という。）への掲載を希望する論文の査読、審査及び選定に関する基本的なルールを規定する。

### 第2条（論文審査基準）

1. 編集委員会は、1つの論文に対して編集委員の中から担当者を1名選定し（以下「担当編集委員」という。）、その論文の掲載の適否を判断する。
2. 担当編集委員は、以下に掲げる事項を総合的に考慮し、担当する論文の本誌への掲載の適否を判断する。
  - (1) 社会安全学に関するテーマであること。
  - (2) 「『社会安全学研究』執筆要領」、及び「『社会安全学研究』表記ルール」に合致しており、学術論文としての形式を具備していること。
  - (3) 以下の掲げる観点から、学術論文としてその内容が適切であること。
    - ① 論文の独自性・新規性・将来性
    - ② 論文題名と論文内容の整合性
    - ③ 問題意識・論旨・論拠・結論の明確性と適切性
    - ④ 論文構成のバランス
    - ⑤ 専門用語の適切性
    - ⑥ 図表・注・注記・参考文献の表記の正確性と適切性
    - ⑦ 論拠となるデータ、引用文献等の信頼性と適切性
    - ⑧ その他、編集委員会が査読項目として適切であると判断する項目
  - (4) 著作権などの知的財産権、プライバシーの権利、営業秘密その他第三者の権利の侵害、又は法令への違反がないこと。
  - (5) 速報論文は上記に加え、①速報性が求められ、かつ②今後の学術的な発展に有益であることが認められること。

### 第3条（査読の依頼）

1. 担当編集委員は、原規程に基づき、査読が必要な論文に関し、学内外の複数名の査読者を指名し、審査を委任する。なお、速報論文については担当編集委員が査読を行うものとする。



2. 査読者は、前条の規定に基づき、その専門的見地から当該論文に関する審査を行い、原著論文について「Accept」、「Accept with minor change」、「Accept with major change」、「Reject」の4つの評価から1つを選定し、問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由、及び担当編集委員へのコメントを記載した「査読結果報告書」を担当編集委員に提出する。速報論文については「Accept」、「Accept with minor change」、「Reject」、「Not suitable」のうち担当編集委員が1つを選択し、査読結果報告書を作成する。
3. 担当編集委員は、提出された「査読結果報告書」を審査し、その結果と内容が適正であると判断した場合、論文の分類に応じて次の手続きを行う。

#### 【原著論文】

##### (1) 「Accept」の場合

担当編集委員は、本誌へ掲載すべきと判断し、編集委員会に報告する。

##### (2) 「Accept with minor change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を記載した「審査結果報告書」を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が2週間以内に通知に基づき訂正した論文を再提出した場合、担当編集委員はその訂正が適正であるかを審査した後、本誌への掲載の適否を判断し、編集委員会に報告する。

##### (3) 「Accept with major change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を記載した「審査結果報告書」を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が通知に基づき訂正した論文を再提出した場合は、査読者による再度の審査を行う。担当編集委員は、査読者による再審査の結果を尊重し、本誌への掲載の適否を判断し、編集委員会に報告する。

##### (4) 「Reject」の場合

担当編集委員は、当該論文を掲載すべきではないと判断した場合、問題点・疑問点とその理由を記載した「審査結果報告書」を編集委員会に報告する。この場合、編集委員会は執筆者に対して、掲載しない旨と査読者のコメントを通知する。

#### 【速報論文】

##### (1) 「Accept」の場合

担当編集委員は、本誌へ掲載すべきと判断し、編集委員会に報告する。

##### (2) 「Accept with minor change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を記載した「審査結果報告書」を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が2週間以内に通知に基づき訂正した論文を再提出した場合、担当編集委員はその訂正が適正であるかを審査した後、本誌への掲載の適否を判断し、編集委員会に報告する。

##### (3) 「Reject」の場合

担当編集委員は、当該論文を掲載すべきではないと判断した場合、問題点・疑問点とその理由を記載した「審査結果報告書」を編集委員会に報告する。この場合、編集委員会は執筆者に対

して、掲載しない旨と査読者のコメントを通知する。

(4) 「Not suitable」の場合

担当編集委員は、本論文が速報論文にふさわしくないと判断した場合は、その理由を記載した「審査結果報告書」を本人に通知するとともに、著者が希望する場合は原著論文として審査を行う。

第4条（掲載手続）

編集委員会は、担当編集委員による「審査結果報告書」に基づき、本誌への掲載の適否を決定する。掲載が承認された論文等については、受付日と掲載決定日を明記の上、掲載を行う。

第5条（事務局）

本規程の運営に関する事務は、高槻ミューズオフィスがこれを行う。

第6条（附則）

1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
2. 本規程は、2011年1月12日より発効する。